

新潟県高等学校体育連盟専門部規定

第1条 この連盟の専門部は次の部とする。

- 1 陸上競技部
- 2 体操部
- 3 水泳部
- 4 スキー部
- 5 バレーボール部
- 6 バスケットボール部
- 7 ソフトテニス部
- 8 卓球部
- 9 バドミントン部
- 10 サッカー部
- 11 ラグビー部
- 12 ソフトボール部
- 13 柔道部
- 14 剣道部
- 15 相撲部
- 16 レスリング部
- 17 登山部
- 18 ダンス部
- 19 ハンドボール部
- 20 テニス部
- 21 ホッケー部
- 22 フェンシング部
- 23 弓道部
- 24 ウエイトリフティング部
- 25 ボート部
- 26 自転車競技部
- 27 空手道部
- 28 ボクシング部
- 29 少林寺拳法部
- 30 なぎなた部
- 31 アーチェリー部
- 32 カヌー部
- 33 ヨット部
- 34 ゴルフ部
- 35 定通制部
- 36 研究部

第2条 専門部に次の役員を置く。

- (1) 部長
- (2) 副部長（を置くことができる。）
- (3) 委員若干名（内委員長1名、常任委員若干名）

第3条 部長及び副部長は、代議委員会の議決により会長が委嘱し、その任期は2年とする。

第4条 委員は校長、教職員の中から部長が推薦し、会長が委嘱する。

第5条 各部は理事会に提出する行事及び予算案を作成し、その実施に当たる。

第6条 教育団体以外の主催する体育運動大会に出場しようとする場合は、本連盟の承認を得なければならない。

以上